

## 第7部 危険物等災害対策計画

危険物の漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，高圧ガスの漏洩・流出，火災，爆発による多数の死傷者等の発生，毒物・劇物の飛散，漏洩，流出等による多数の死傷者等の発生といった危険物等災害に対する対策は，本計画によるものとする。(石油コンビナート等災害防止法(昭和50年法律第84号)第2条第2項に規定する特別防災地域を除く)

### 主な実施機関

市町村，

県(危機管理局，秘書課，管財課，環境管理課，保健福祉政策課，

医療政策課，健康増進課，薬務課，水産課，農地整備課，

交通政策課，道路保全課，河川課，港湾課，病院局)

警察本部，

四国管区警察局，四国厚生支局，中国四国産業保安監督部四国支部，

四国地方整備局，四国運輸局(徳島運輸支局)，

徳島地方気象台，小松島海上保安部，

西日本電信電話株式会社，(株)エヌ・ティ・ティドコモ四国徳島支店，

日本赤十字社徳島県支部，日本放送協会徳島放送局，西日本高速道路(株)，

本州四国連絡高速道路(株)，四国旅客鉄道(株)，日本通運(株)，四国放送(株)，

(社)徳島新聞社，(株)エフエム徳島，徳島県医師会，阿佐海岸鉄道(株)，

自衛隊

## 第1章 災害予防

### 第1節 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物等の貯蔵・取扱い等を行う事業者（以下、本編において「事業者」という。）は、法令で定める技術基準を遵守するものとする。また、県及び市町村等は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全性の確保に努めるものとする。

県、市町村等及び事業者は、自主保安規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

県及び市町村等は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

県、市町村等及び事業者は、危険物等災害が生じた場合に、その原因の究明に努め、危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

#### 第1 危険物災害予防対策

##### 1 保安教育

県及び市町村は、事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会、研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

また、危険物安全週間に広報、啓発活動を行うことにより、危険物の保安意識の高揚に努める。

##### 2 規制の強化

県及び市町村は、危険物施設に対し、次の事項を重点に立入検査等を適時実施し、災害の発生と拡大の防止を図る。

- (1) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理についての検査の強化
- (2) 危険物の貯蔵、取扱い、運搬、積載等の方法についての検査及び安全管理についての指導の強化
- (3) 危険物施設の管理者、危険物保安監督者等に対する非常時にとるべき措置の指導の強化
- (4) 地震動及び津波等による危険物施設等の影響に対する安全措置の指導の強化

##### 3 屋外タンク貯蔵所等からの流出油事故対策

県及び市町村は、液体危険物を貯蔵する大規模な屋外貯蔵タンク等については、不等沈下の防止及び漏洩事故などの防止を図るよう指導するとともに、危険物の流出事故が発生した場合、敷地外流出による二次災害を防止するための必要な措置を講ずるよう指導する。

#### 4 自衛消防組織の強化促進

事業者は、自衛消防組織の強化を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、隣接する事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立を図る。

(注) 危険物大量貯蔵取扱事業所一覧表を別冊資料編に添付

### 第2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策

中国四国産業保安監督部四国支部及び県は、高圧ガス・火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安教育、保安の強化、自主保安体制の整備等保安体制の強化を図る。

(注) 高圧ガス大量保有事業所一覧表を別冊資料編に添付

#### 1 保安教育

- (1) 高圧ガス保安法、火薬類取締法等関係法令の周知徹底を図るため、保安教育講習等を実施する。
- (2) 高圧ガス地震防災マニュアルの周知徹底を図る。
- (3) 高圧ガス・火薬類の取扱従事者等に対する技術講習を実施する。
- (4) 危害予防週間や保安活動促進週間を設け、保安意識の高揚に努める。

#### 2 保安の強化

- (1) 製造施設、貯蔵所等が関係法令に規定する技術上の基準に適合し、かつ適正に維持されているかについて保安検査及び立入検査を実施する。
- (2) 指導の適正を期するため、指導取扱方針の統一、相互協力等により関係機関との連携を密にする。

#### 3 自主保安体制の整備

- (1) 保安教育計画に基づく保安教育及び防災訓練の実施により、業務上の保安確保に万全を期すよう指導する。
- (2) 定期自主検査の完全実施と責任体制の確立を強力に指導する。

### 第3 毒物、劇物災害予防対策

毒物、劇物による災害を防止するため、施設管理の適正化、応急措置体制の確立、立入検査の強化、搬送その他の自主保安体制の整備等指導体制及び保安体制の確立を図るものとする。

(注) 市町村別毒物・劇物取扱施設数、毒物・劇物製造事業所一覧表を別冊資料編に添付

#### 第4 放射線災害予防対策

防災機関並びに放射性同位元素の届出使用者は、災害時における放射性物質による事故を未然に防止するため、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育及び訓練、防護資機材の整備等災害予防対策を推進するとともに、施設の倒壊による放射線の漏洩を想定し、災害発生時に速やかに関係機関に連絡できる体制を構築する。

(注)放射線同位元素保有事業所一覧表を別冊資料編に添付

#### 第5 複合災害予防対策

関係防災機関及び事業者は、複合災害を防止するため、施設管理の適正化、保安教育の徹底、規制の強化、化学消防機材の整備、応急措置体制の確立等保安体制の強化促進を図るものとする。

#### 第6 海上特殊災害予防対策

小松島海上保安部及び関係防災機関は、危険物等積載船舶の事故による災害を防止するため、航行規制の強化、水路・航行援助施設等及び防災資機材の整備促進、保安教育訓練の徹底、防災機関相互間の有機的連携の強化等指導及び保安体制の確立を図るものとする。

## 第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

### 第1 情報の収集・連絡関係

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制については，第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるものとする。

#### 2 情報の分析整理

県及び市町村等は，必要に応じ専門家の意見を活用するなど，収集した情報を的確に分析整理するものとする。

#### 3 通信手段の確保

防災機関は，第2部第1章第15節「防災施設等整備計画」及び第2部第2章第4節「情報通信計画」に基づき，災害時の情報通信手段の確保に努めるものとする。

### 第2 災害応急体制の整備関係

#### 1 職員の体制

防災機関及び事業者は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るものとする。

また，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し，職員に周知するとともに定期的に訓練を行い，活動手順，使用する資機材や装備の使用方法等の習熟，他の職員，機関等との連携等について徹底を図るものとする。

#### 2 防災機関相互の連携体制

危険物等災害発生時における防災機関の連携については，第2部第2章第3節「防災関係機関応援計画」によるものとする。

### 第3 救助・救急，医療及び消火活動関係

#### 1 救助・救急活動関係

市町村は，救助工作車，救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

県は，消防防災ヘリコプターを用いて行う救急・救助活動に必要な資機材の整備に努めるものとする。

救急・救助関係機関及び事業者は，当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに，必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

#### 2 医療活動関係

県及び市町村は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品等の備蓄に努めるものとする。

県、市町村及び事業者は、医療活動について、連絡体制の整備を図るとともに、相互に連携に努めるものとする。

### 3 消火活動関係

消防機関等は、平常時から機関相互間の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努めるものとする。

小松島海上保安部は、海上における消火活動に備え、平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

市町村は、海水、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

市町村及び事業者は、危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

### 第4 緊急輸送活動関係

警察本部、県及び市町村等は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図るものとする。

警察本部は、広域的な交通管理体制の整備に努めるものとする。

### 第5 危険物等の大量流出時における防除活動関係

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

防災機関及び事業者は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図るものとする。

防災機関及び事業者は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

石油事業者団体は、油が大量流出した場合に備えて、油防除資機材の整備を図るものとする。

### 第6 施設、設備の応急復旧活動関係

事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧活動を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

### 第7 防災業務関係者の安全確保関係

防災機関は、応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

#### 第8 被災者等への的確な情報伝達活動関係

県及び市町村等は、発災後の経過に応じて被災者等に提供すべき情報について整理しておくものとする。

県及び市町村等は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておくものとする。

#### 第9 防災機関等の防災訓練の実施

消防機関等は、様々な危険物等災害を想定し、関係機関等と相互に連携を図り、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するものとする。

また、訓練を行うに当たっては、危険物等事故及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫するとともに、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うよう努める。

#### 第10 災害復旧への備え

県、市町村等及び事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

### 第3節 防災知識の普及等

防災知識の普及等は、第2部第1章第8節「防災知識の普及計画」によるものとする。

## 第2章 災害応急対策

### 第1節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害情報の収集・連絡及び通信の確保については、第2部第2章第4節「情報通信計画」及び第5節「災害情報の収集・報告計画」によるほか、次のとおりとする。

#### 第1 災害情報の収集・連絡

##### 1 危険物等事故情報等の連絡

危険物等による大規模な事故が発生した場合、事業者は県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、大規模な事故が発生した場合、事故情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

県は、関係省庁から受けた情報を関係市町村等へ連絡する。

##### 2 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

市町村は、事故情報、人的被害の状況及び火災の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

##### 3 一般被害情報等の収集・連絡

事業者は被害状況を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者から収集した情報等を関係省庁へ連絡するものとする。

県は、被害の情報を収集し、これを必要に応じ消防庁及び関係省庁に連絡するものとする。

##### 4 応急対策活動情報の連絡

事業者は、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を県、市町村等関係機関へ連絡するものとする。

県は、事業者の応急対策の活動状況等の情報を関係省庁へ連絡するものとする。

市町村は、県に応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

防災機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行うものとする。

## 第2節 活動体制の確立

危険物等災害が発生した場合の各防災機関の活動体制は、第2部第2章第1節「活動態勢計画」及び第2節「県の配備体制及び職員の配置計画」によるほか、次のとおりとする。

### 第1 事業者の活動体制

事業者は発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるとともに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。

事業者は、消防機関、警察本部等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

### 第2 県及び市町村の活動体制

県及び市町村は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

### 第3 広域的な応援体制

危険物等災害発生時における広域的な応援体制については、第2部第1章第15節「広域応援計画」に定めるほか次のとおりとする。

県及び市町村等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求めるものとする。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知した時は、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。

### 第4 自衛隊の災害派遣

知事等法令で定める者は、自衛隊の派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があると認める場合は、第2部第2章第8節「自衛隊災害派遣要請計画」に基づき、要請を行うものとする。

### 第5 防災業務関係者の安全確保

県及び市町村等は、応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るとともに、相互に密接な情報交換を行うものとする。

### 第3節 災害の拡大防止活動

事業者は、危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

県及び市町村は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングを始め、住民の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

### 第4節 救助・救急，医療及び消火活動

#### 第1 救助・救急活動

危険物等災害発生時における救助・救急活動は、第2部第2章第12節「救助計画」によるものとする。

#### 第2 医療活動

危険物等災害発生時における医療救護活動については、第2部第2章第14節「医療及び助産計画」により実施するものとする。

#### 第3 消火活動

消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。その際、火災の状況、規模並びに危険物の種類により、消火用薬剤の収集、化学車の派遣要請等他の機関の応援を受けるものとする。

発災現場以外の市町村は、発災現場の地方公共団体からの要請、相互応援協定等に基づき、消防機関、自衛消防組織等による応援を迅速かつ円滑に実施するよう努めるものとする。

小松島海上保安部は、海上における消火活動を行うものとする。

## 第5節 災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

危険物等災害発生時における災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、第2部第2章第32節「緊急輸送計画」及び第33節「交通応急対策計画」によるほか、次のとおりとする。

### 第1 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

災害の拡大防止又は緊急輸送活動のため、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。

### 第2 交通の確保

警察本部は、災害の拡大防止又は緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとする。また、交通規制に当たっては、警察機関、道路管理者、小松島海上保安部等は、相互に密接な連絡をとるものとする。

小松島海上保安部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止するとともに、海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合、通行船舶に対し、航行制限、航行禁止等の措置を講ずるものとする。

## 第6節 危険物等の大量流出に対する応急対策

### 第1 海上への流出に対する応急対策

危険物等が海上に大量流出した場合の応急対策は、第3部海上災害対策計画第2章第5節「危険物等の大量流出に対する応急対策」によるものとする。

### 第2 河川等への流出に対する応急対策

県及び市町村等は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお、その際、水質汚濁防止協議会など関係行政機関等からなる既存の組織を有効に活用し、迅速に対応するものとする。

## 第7節 避難収容活動

危険物等災害時における避難収容活動は、第2部第2章第10節「避難計画」によるものとする。

## 第8節 施設，設備の応急復旧活動

県及び市町村等は，専門技術を持つ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

## 第9節 被災者等への的確な情報伝達活動

被災者等への的確な情報伝達活動については，第2部第2章第6節「災害広報計画」によるほか，次のとおりとする。

### 第1 被災者への情報伝達活動

防災機関は，被災者のニーズを十分把握し，危険物等災害の状況，二次災害の危険性に関する情報，安否情報，ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況，医療機関などの情報，それぞれの機関が講じている施策に関する情報及び交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，高齢者，障害者，外国人等災害弱者に配慮した伝達を行うこととする。

防災機関は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に連絡をとりあうものとする。

### 第2 住民等への的確な情報の伝達

防災機関は，災害発生地の住民等に対し，危険物等災害の状況，安否情報，施設等の復旧状況，義援物資の取扱い等，ニーズに応じた情報を積極的に伝達するものとする。

防災機関は，情報の公表，広報活動の際，その内容について，相互に通知し情報交換を行うものとする。

### 第3 住民等からの問い合わせに対する対応

防災機関は，必要に応じ，発災後速やかに関係者等からの問い合わせに対応する体制の整備に努めるものとする。

また，情報のニーズを見極め収集・整理を行うものとする。

### 第3章 災害復旧

防災機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した公共施設の復旧事業を行うものとする。